

競争参加者の資格に関する公示

福島外(6)隊庁舎新設等設備設計に係る共同体としての競争参加者の資格（以下「共同体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。

令和6年5月30日

東北防衛局長 中野 裕文

1 業務概要

(1) 業務の名称 福島外(6)隊庁舎新設等設備設計

(2) 業務内容 以下に掲げる設備設計業務を行う。

【福島駐屯地】

- ・ 隊庁舎（RC-4 延べ面積 約4,300㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊舎（RC-4 延べ面積 約5,100㎡の一部（約120㎡））改修に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊庁舎（RC-3／CB-1 延べ面積 約5,100㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 電源室（RC-1 約30㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 消火ポンプ室（RC-1 約10㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）

【郡山駐屯地】

- ・ 整備場（S-1／RC-2 延べ面積 約4,400㎡の一部増築（約580㎡））改修に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 油脂庫（S-1 約30㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）

【白河布引山演習場】

- ・ 隊舎A（RC-1 約800㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊舎B（RC-1 約620㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊舎C（RC-1 約830㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊庁舎（S-1 約190㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・ 隊舎A（S-1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）

- ・隊舎B（S－1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・隊舎C（S－1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・隊舎D（S－1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・隊舎E（S－1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・厨房（S－1 約280㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・浴場（S－1 約430㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所A（W－1 約10㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所B（W－1 約50㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所C（W－1 約50㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所D（W－1 約50㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所E（W－1 約50㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・便所F（W－1 約50㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・管理棟（S－1 約60㎡）解体に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）

【大滝根山分屯基地】

- ・局舎（RC－1 約170㎡の一部(約110㎡)）改修に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・警衛所（RC－1 約120㎡）新設に伴う附帯設備設計（機械、電気、通信）
- ・警衛所（RC－1 約70㎡）解体に伴う設備設計（機械、電気、通信）
- ・車庫（S－1 約60㎡）新設に伴う設備設計（機械、電気、通信）

(3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和7年6月30日まで
ただし、福島駐屯地、郡山駐屯地及び白河布引山演習場は令和7年3月15日まで

2 申請の時期

令和6年5月31日から同年6月13日までの行政機関の休日（行政機関の休日に関する

る法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。ただし、最終日は正午までとする。

なお、令和6年5月31日以降（行政機関の休日を除く。）随時、申請を受け付けるが、開札の時点までに共同体としての資格の決定を受けていなければならない。

3 申請の方法

(1) 申請書交付期間

「競争参加資格審査申請書（福島外(6)隊庁舎新設等設備設計）」（以下「申請書」という。）は、令和6年5月30日から同年8月1日までの行政機関の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで。

(2) 申請書交付場所

防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付場所は以下のとおり。

〒983-0842

宮城県仙台市宮城野区五輪1丁目3番15号

東北防衛局総務部契約課

TEL 022-297-8296

FAX 022-297-8241

E-mail keiyaku-th@tohoku.rdb.mod.go.jp

(3) その他

共同体として資格を得ようとする者に交付する。

(4) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に共同体協定書（下記4(4)の条件を満たすものに限る。）の写しを添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）（以下「郵送等」という。）又は電子メールにより提出すること。

なお、持参又は郵送等により申請書を提出する場合は、返信用として、表に申請者の住所・氏名を記載し、切手を貼付した定形型封筒を併せて提出すること。

提出場所は、(2)に示す申請書の交付場所に同じ。

(5) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

4 共同体としての資格及び審査

次に掲げる条件を満たさない共同体については、共同体としての資格がないと決定する。

(1) 組合せ

構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。

ア 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 防衛省における令和5・6年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、共同体の代表者は、測量・建設コンサルタント等業務の「機械コンサルタント」に係る級別での格付けで「A」を受けた者と

し、また、共同体の代表者以外の構成員は、測量・建設コンサルタント等業務の「機械コンサルタント」に係る級別の格付で「B」以上を受けた者による組合せとする。ただし、それぞれが単体として東北防衛局に競争参加を希望していること。

ウ 東北防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

エ 競争参加者の資格に関する公示（令和4年10月3日付防衛省整備計画局施設計画課長公示）4(2)に該当しないものであること。

オ その他東北防衛局長が必要と認めた事項

(2) 業務形態

ア 構成員の分担業務が、業務の内容により、共同体協定書において明らかであること。

イ 一の分担業務を複数の企業が共同して実施していないことが、共同体協定書において明らかであること。

(3) 代表者要件

構成員において決定された代表者が、共同体協定書において明らかであること。

(4) 共同体協定書

共同体協定書が、上記3(2)の交付場所において交付する所定の様式によるものであること。

5 競争参加資格の決定を受けていない者を構成員に含む共同体の取扱い

上記4(1)イの決定を受けていない者を構成員に含む共同体も上記2及び3により申請をすることができる。この場合において、共同体としての資格が決定されるためには、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が上記4(1)イの決定を受けることが必要である。また、この場合において、上記4(1)イの決定を受けていない構成員が、当該業務に係る開札の時までに上記4(1)イの決定を受けていないときは、共同体としての資格がないと決定する。

6 資格審査の結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

7 資格の有効期間

上記6の共同体としての資格の有効期間は、共同体としての資格の決定の日から当該業務が完了する日までとする。ただし、当該業務に係る契約の相手方以外の者にあつては、当該業務に係る契約が締結される日までとする。

8 その他

共同体の名称は、「福島外(6)隊庁舎新設等設備設計〇〇・〇〇共同体」とする。